

(仮称) 静岡市手話言語条例骨子案に係る

パブリックコメントの実施

◆ アピールポイント	手話への理解の促進及び手話への普及に関することを定める、 (仮称) 静岡市手話言語条例骨子案への意見を募集します。 (仮称) 静岡市手話言語条例骨子案とは・・ 手話は言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念や市の責務、市民及び事業者の役割等を定め、手話に関する施策の推進を図り、ろう者※及びろう者以外の者が共生することができる地域社会の実現を目指す条例骨子案です。 ※ろう者とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
◆ 日時・期間	令和6年11月15日(金)～令和6年12月16日(月)
◆ 閲覧場所	(1) 障害福祉企画課(静岡市役所 静岡庁舎 新館 15階) (2) 地域リハビリテーション推進センター (城東保健福祉エリア 保健福祉複合棟2階) (3) 各区福祉事務所障害者支援課 (葵区役所2階、駿河・清水区役所1階) (4) 各区の市政情報コーナー (5) 市ホームページ(https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3278/s012579.html)
◆ 意見の提出方法等	(1) 郵送(静岡市役所 静岡庁舎 新館 15階) (2) ファクシミリ (3) 持参 (4) 市ホームページ(電子申請) (5) 手話動画の提出(DVD) ※詳細は、上記閲覧場所に記載の市ホームページへ 令和6年12月16日(月)必着
◆ 内容など	手話は独自の語彙や文法体系を有している言語で、手話通訳者の派遣などにより、手話を必要とする人の意思疎通が保障されています。一方、歴史的に手話を自由に使うことが認められなかった時期もあり、未だ、手話を必要とする人にとって、自由に使うには不安が伴っている実情があります。手話を必要とする人が安心して生活するためには、地域社会において手話への理解を高めていく必要があります。 手話への理解を契機として、市民が多様な人々に対する理解を深め、互いに尊重し合う心を育み、全ての市民が安心して暮らすことのできる地域社会づくりに向け、条例を制定します。